

Ⅲ－２ 医学・薬学的情報に関する基準

平成 10 年 1 月 20 日 公正取引委員会届出
改定 平成 17 年 3 月 29 日 公正取引委員会届出
改定 平成 27 年 12 月 11 日 公正取引委員会・消費者庁長官届出
改定 令和 2 年 2 月 21 日 公正取引委員会・消費者庁長官届出

公正競争規約（以下「規約」という。）第 5 条第 2 号で規定された「医療用医薬品に関する医学・薬学的情報その他自社の医療用医薬品に関する資料、説明用資材の提供」は、次の基準による。

1. 規約第 5 条第 2 号で使用する用語の意味は、次のとおりである。

- (1) 「医療用医薬品に関する医学・薬学的情報」とは、自社の医療用医薬品を含め全ての医学・薬学的情報をいうが、医療用医薬品に関連しない一般的な医学・薬学的情報も含む。
- (2) 「自社の医療用医薬品に関する」とは、自社の医療用医薬品の有効性、安全性及び品質に関するもののほか、当該製品の薬物療法に関するもの及び自社の医療用医薬品の適正使用に必要と考えられる疾病の診断、治療、予防等に関するものをいう。
- (3) 「資料、説明用資材」とは、情報提供（伝達）の際に使用する媒体のことであって、印刷物、スライド・ビデオ・写真等の視聴覚資材及び CD-ROM、フロッピーディスク、インターネット、電子メールなどの電子媒体等をいう。

2. 基本的な考え方

医療機関等及び医療担当者に医学・薬学的情報を提供する際、経済上の利益に当たらない媒体による提供であれば規約で制限されない。

なお、情報が掲載（記載）された媒体に経済上の利益がある場合、その情報媒体は景品類に当たる。

3. 自社医薬品の情報提供について

自社医薬品に関する情報は、経済上の利益に当たる媒体を使って提供する場合であっても原則として規約で制限されない。

ただし、次のものは医療機関等及び医療担当者に提供できない。

- (1) 自社医薬品説明のための資料でなくて、医療機関等及び医療担当者が自ら負担すべき費用の肩代わりとなるもの

- (2) 医療機関等及び医療担当者の専ら業務上の必要性から要請された情報媒体や情報整備の費用
- (3) 診療報酬が設定されているもの

4. 自社医薬品に関連しない医学・薬学的情報提供について

上記3. 以外の自社医薬品に関連しない医学・薬学的情報については、下記の基準による。

(1) 他社医薬品に関する医学・薬学的情報提供について

他社医薬品に関する情報提供は、医療用医薬品製造販売業者としての責任及び倫理からみて問題がない範囲で行うこと。

(2) 一般的な医学・薬学的情報提供について

一般的な医学・薬学的情報の提供は、経済的価値のある媒体を伴うものであっても次の要件を充たす限り規約で制限されない。

1) 単に費用の肩代わりにならないこと。

以下の場合には情報提供が制限される。

① 医療機関等及び医療担当者が通常自ら対価を払い購入すべき情報を提供する場合

② 医療機関等及び医療担当者が指定する情報を購入して提供する場合

2) 情報媒体の単価は、5千円を超えないことを目安とする。

3) その他不当な取引誘引手段にならないこと。

5. 医薬情報担当者等の説明会

医薬情報担当者等による口頭説明は規約で制限されない。ただし、場所及び状況はそれにふさわしいものでなければならない。

場所については病院内とは限らないが、娯楽、きょう応と誤解されないようなものでなければならない。

合理的理由があり、茶菓・弁当等を提供する場合は、医療担当者等一人当たり3千円（消費税を除く。）を超えない範囲での提供を行うことは、規約で制限されない。